

北谷町墓地基本計画

【概要版】



平成 27 年 3 月

北 谷 町

墓地基本計画について

1. 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面からも課題となっており、北谷町においても同様の状況にあります。

本町では、米軍基地建設の影響により、戦前の集落から移転を余儀なくされ、集落を移転したことによって、墓地と集落が近接した「まち」が形成されてきました。

近年では、都市部において墓地の適地の減少や土地価格の高騰などにより墓地の取得が難しくなる傾向があり、周辺市町村において、都市部の墓地需要を満たすため、墓地が増加するおそれがあります。

さらに、今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する種々の問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

このような状況の中、墓地に関する問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策が求められています。

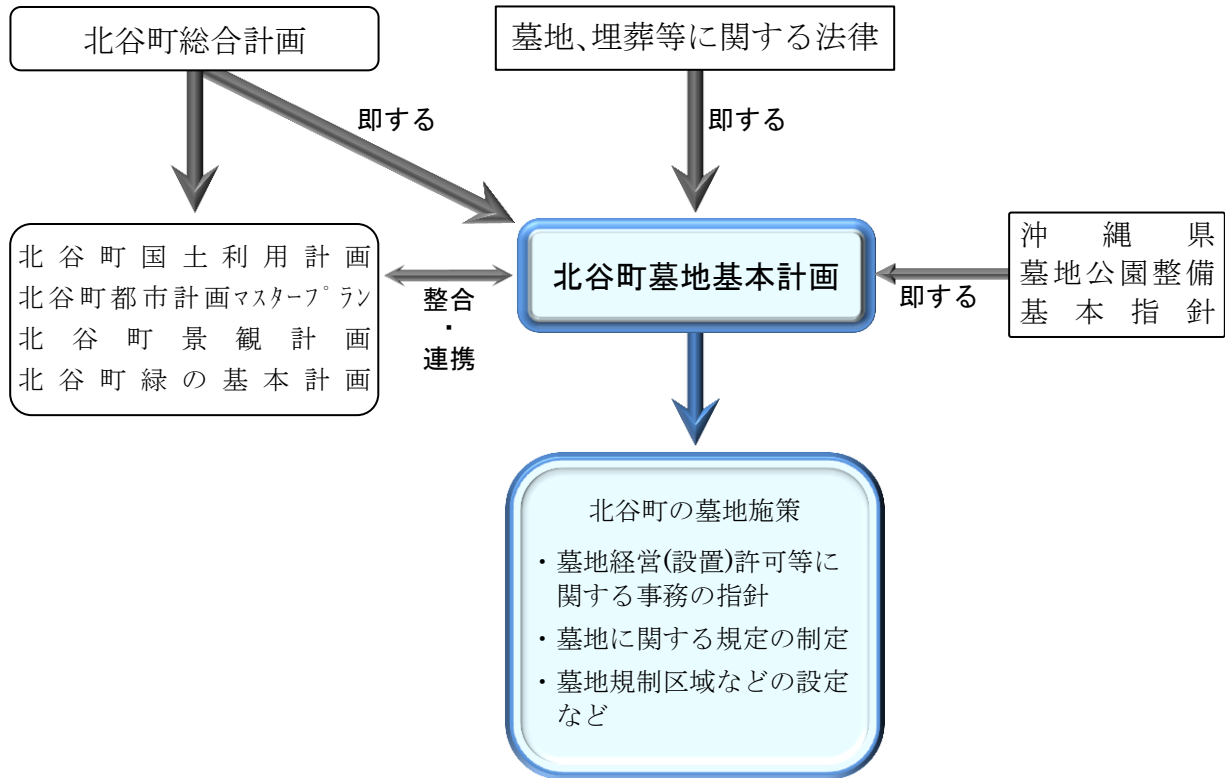
本町では、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成 26 年 4 月に沖縄県から権限移譲されており、本町の地域特性に応じた墓地施策の策定が必要となっています。

2. 目的

本計画では、北谷町における墓地問題に的確に対応するため墓地施策の基本方針を定め、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とすることを目的とします。

3. 計画の位置づけ

北谷町墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」及び「北谷町総合計画」などの関連計画に基づき、本町における墓地施策の基本方針を定めるものです。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの 10 年間とします。なお、計画の進行状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。

用語の定義

墓地及び墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』：「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
- ・『墓地』：「墓地」とは、「墳墓」を設置するために県知事^{*}の許可を受けた区域。

※北谷町では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成 26 年 4 月に沖縄県から権限移譲されているため『北谷町長』の許可となります。

墓地等の現況

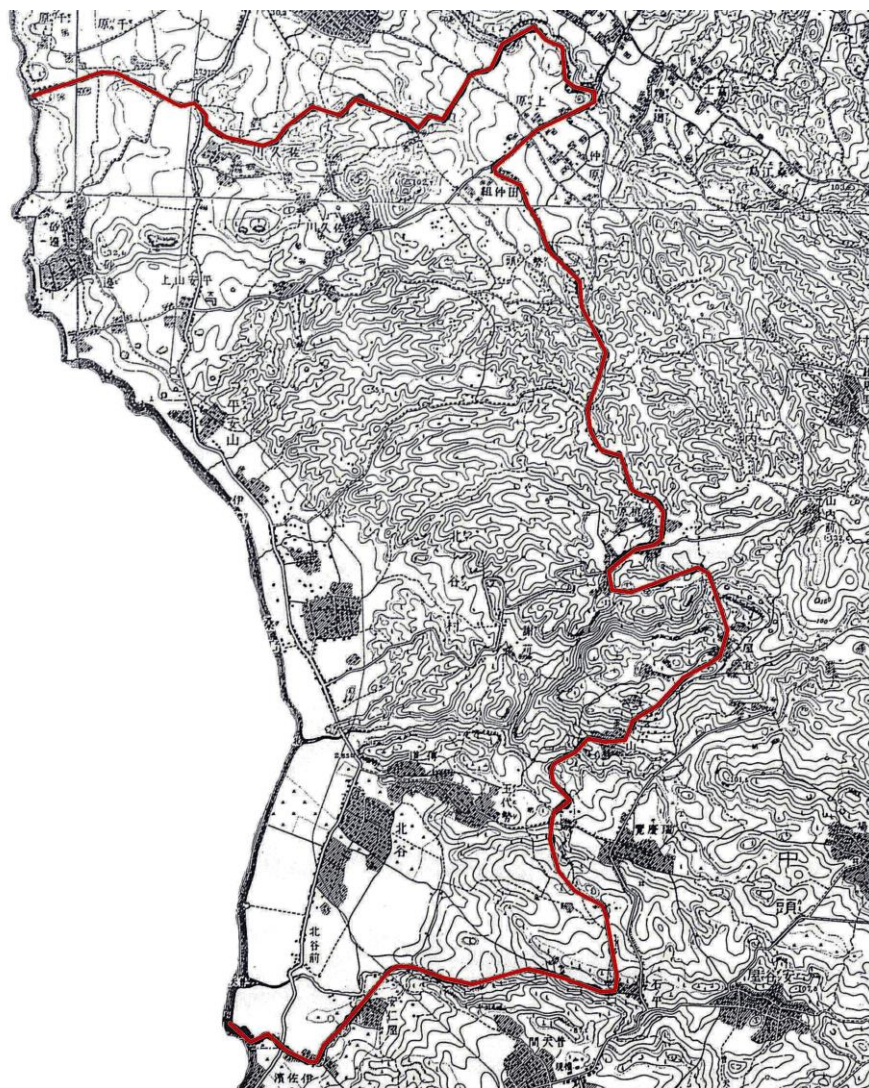
1. 墓地と集落の変遷

沖縄戦以前には、北谷町域には 23 の集落がありました。終戦直後に米軍により町全域が接収されたため、多くの住民が戦前の集落から別の地域に移転を余儀なくされました。

終戦から数年後に桃原地域、謝苅地域の一部の土地が返還され、住宅地が形成されました。昭和 48 年(1973 年)には、米軍施設以外の土地に住宅地が広がり、現在に至っています。

墓地についても戦前の集落と同様に移転を余儀なくされました。

このように北谷町では、利用できる町域が限られた中で住宅地と墓地を形成したために、住宅地と近接して墓地がある現在の状況に至っています。



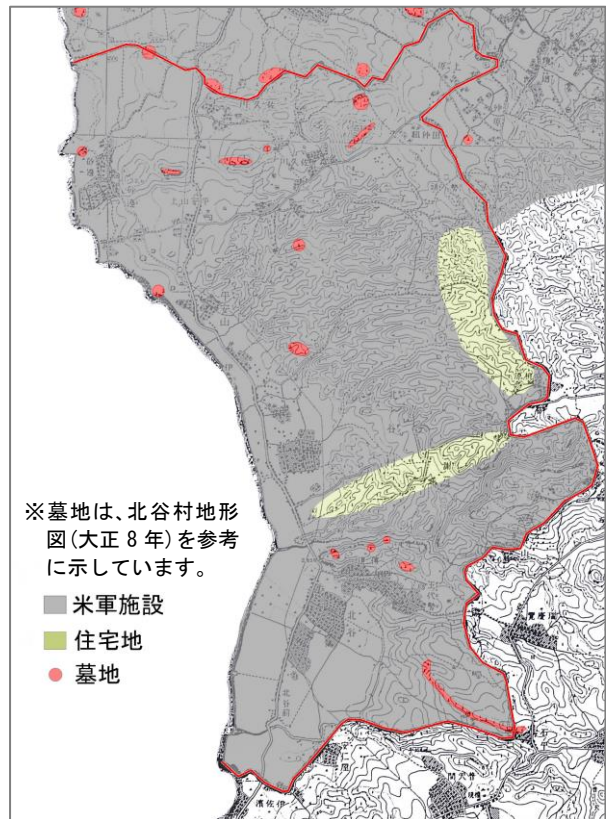
大正 8 年(1919 年)時の北谷町

※資料:北谷町公文書館 北谷村地形図



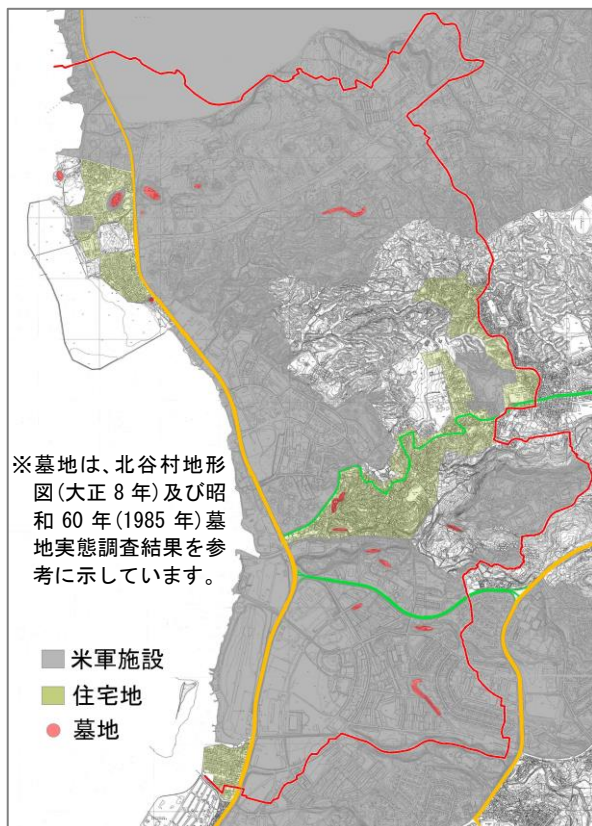
大正 8 年 (1919 年) の集落と墓地

※資料: 北谷町公文書館 北谷村地形図



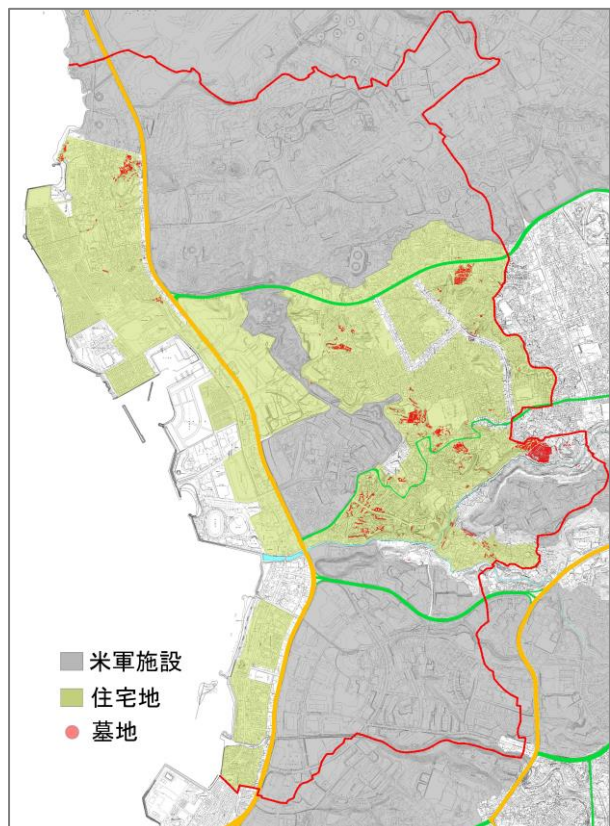
戦後の住宅地と墓地

※資料: 北谷町公文書館 北谷村地形図



昭和 46 年 (1971 年) の住宅地と墓地

※資料: 昭和 46 年 (1971 年) 国土地理院地形図



平成 26 年 (2014 年) の住宅地と墓地

※平成 26 年の住宅地は、都市計画図の住居専用地域・住居地域を表示しています。

墓地と集落の変遷

2. 墓地実態調査の結果

墳墓数 及び 墓地面積

墓地実態調査の結果から、北谷町内(米軍施設内を除く。)にある墳墓の数は 2,925 基^{*}であり、平均墓地面積は、約 29 平方メートルとなっています。

墳墓数 及び 墓地面積

| 墳墓数 | 平均墓地面積 |
|----------------------|---------------------|
| 2,925 基 [*] | 約 29 m ² |

^{*}主墳墓の側に設置されている小墳墓267基を含む。

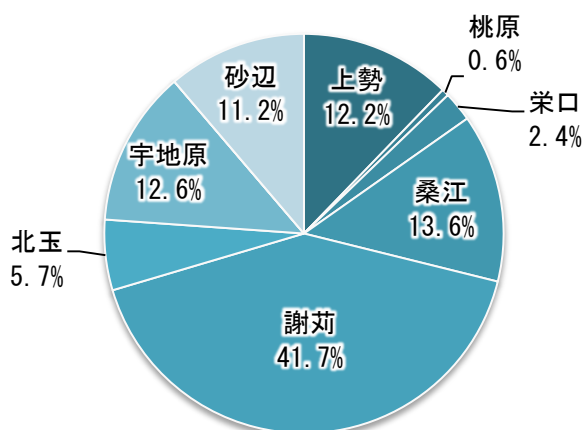
行政区別墳墓数

最も墳墓数が多いのは、謝苺区の 1,216 基(41.7%)となっており、次いで桑江区の 399 基(13.6%)、宇地原区の 370 基(12.6%)となっています。

謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があるため、墳墓数が多くなっています。

行政区別墳墓数

| 行政区 | 墳墓数(基) | 構成比(%) |
|---------|--------|--------|
| 1. 上 勢 | 358 | 12.2 |
| 2. 桃 原 | 17 | 0.6 |
| 3. 栄 口 | 71 | 2.4 |
| 4. 桑 江 | 399 | 13.6 |
| 5. 謝 苺 | 1,216 | 41.7 |
| 6. 北 玉 | 167 | 5.7 |
| 7. 宇地原 | 369 | 12.6 |
| 8. 北 前 | 0 | 0.0 |
| 9. 宮 城 | 0 | 0.0 |
| 10. 砂 辺 | 328 | 11.2 |
| 11. 美 浜 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 2,925 | 100.0 |

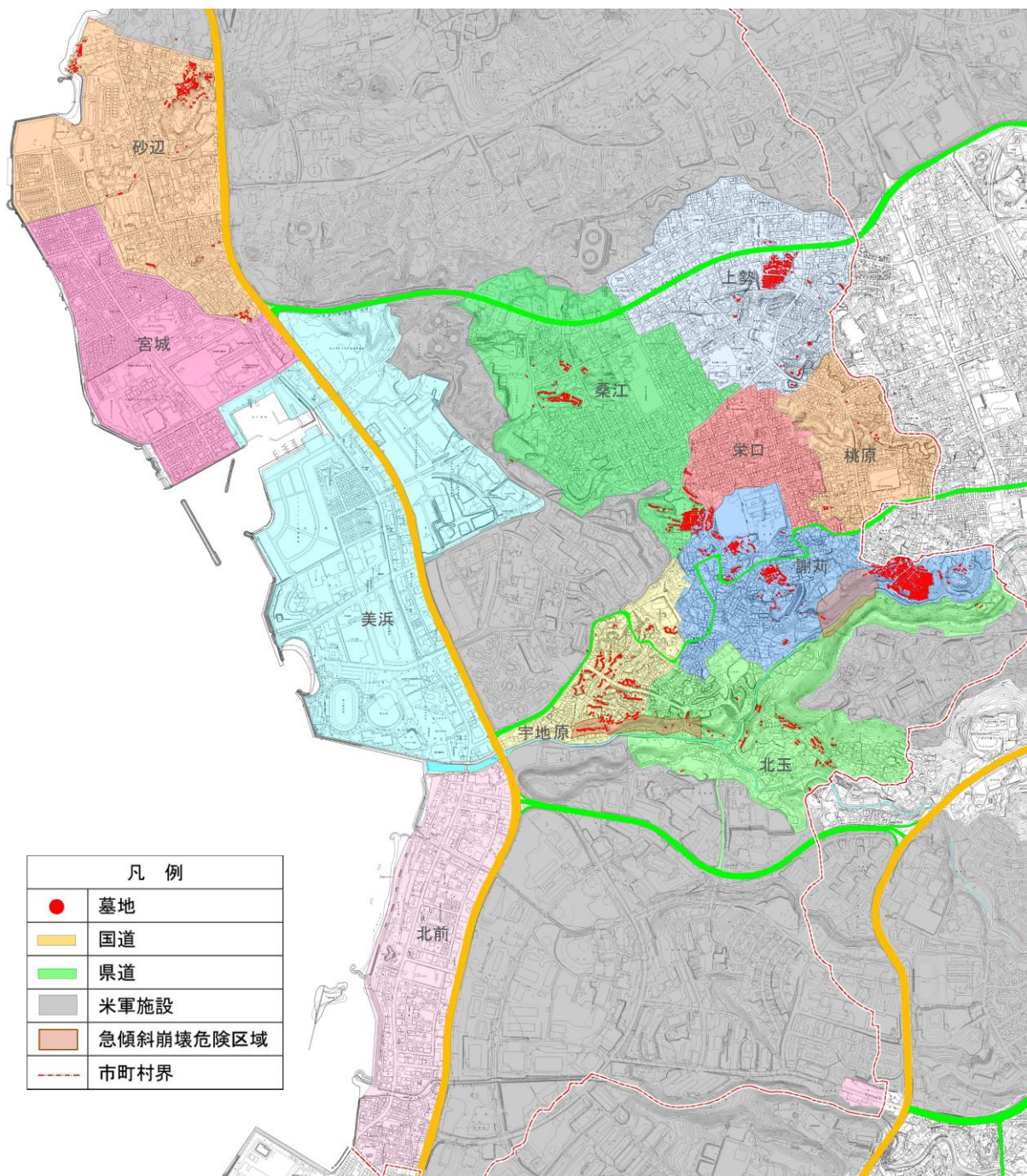


行政区別墳墓数

3. 墓地の分布状況

北谷町の墓地の分布状況は、北前区、宮城区、美浜区以外に墓地が分布しています。

上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。



墓地分布図(行政区)

4. 北谷町の墓地の現況特性

墳墓数

米軍施設内及び小墳墓を除いた墳墓数は、昭和 60 年(1985 年)から平成 8 年(1996 年)の 10 年間では 387 基(約 38 基/年)増加しており、平成 8 年(1996 年)から平成 26 年(2014 年)の 17 年間では 526 基(約 30 基/年)の増加となっています。

北谷町の墳墓数

| 調査年 | 墳墓数 | 備考 |
|--------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 昭和60年(1985年) | 1,745 基 (米軍施設内を除く) | 調査結果 2,517 基のうち 米軍施設内の墓地 770 基 |
| 平成8年(1996年) | 2,132 基 (米軍施設内を除く) | 調査結果 2,904 基のうち 米軍施設内の墓地 770 基 |
| 平成26年(2014年) | 2,658 基 (小墳墓を除く) | 調査結果 2,925 基のうち 小墳墓 267 基 |

※平成 26 年の調査では、米軍施設内での調査は行っていません。

墓地の集団化

北谷町の墓地の分布状況は、謝苺区、桑江区、砂辺区及び上勢区に「墓地の集団化」が見られます。

「墓地の集団化」が見られる、謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があり、上勢区には、米軍施設からの移転による墓地があります。

なお、町内の墓地公園などは、現在管理者がいがないため、各墳墓の所有者が管理しており、実質的には個人墓となっています。

墓地の散在化

北谷町内には、「墓地の散在化」が見られる箇所があります。

墓地の散在化が見られる箇所では、今後、隣接して墓地が設置される可能性がある箇所があります。

デザイン(墳墓の形態)及び素材

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式：家型墓」が最も多く、素材も「コンクリート」が最も多くなっています。

管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が 2,461 基(95.9%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

しかし、清明祭などの後にごみの投棄が見られ衛生上問題となる箇所があります。

墓地の設置場所

北谷町の墳墓は、住宅地と近接しているため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。」が 2,096 基(81.8%)と全体の約 8 割を占めています。

5. 住民調査(アンケート調査)の結果

墓地については、地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見などを把握するために、平成 22 年に「墓地に関する住民調査(アンケート調査)」が実施されています。

住民調査(アンケート調査)の概要は、以下のとおりです。

- ①調査期間：平成 22 年 1 月 25 日から平成 22 年 2 月 12 日まで
- ②調査対象：北谷町内の一般世帯
- ③配布・回収状況 総配布数：3,000 票 回収数：665 票 回収率：22.2%

お墓の取得状況について

お墓の取得状況については、「北谷町内に利用できるお墓がある」が 31.5%となっており、北谷町内にお墓を建設する予定がある「利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である」と「利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である」の合計は、13.7%となっています。

北谷町内に利用できるお墓がある行政区は、墓地実態調査結果(行政区別墳墓数)と同様に、謝苺区が最も多い結果となっています。

また、お墓を建設したい行政区では、謝苺区、砂辺区が最も多い結果となっています。

北谷町内にご家族が 利用できるお墓 はありますか？

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|----------------------------------|-------|---------|
| 1 北谷町内に利用できるお墓がある | 210 票 | 31.5 % |
| 2 利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である | 12 票 | 1.8 % |
| 3 利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である | 79 票 | 11.9 % |
| 4 町外でお墓を建設する予定である | 41 票 | 6.2 % |
| 5 利用できるお墓はなく、建設する予定もない | 185 票 | 27.8 % |
| 6 その他 | 127 票 | 19.1 % |
| 無回答 | 11 票 | 1.7 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

| 北谷町内に利用できるお墓がある行政区 | | |
|--------------------|-------|---------|
| 行政区 | 回答 | 割合 |
| 1 上 勢 | 27 票 | 12.9 % |
| 2 桃 原 | 15 票 | 7.1 % |
| 3 栄 口 | 5 票 | 2.4 % |
| 4 桑 江 | 17 票 | 8.1 % |
| 5 謝 苺 | 58 票 | 27.5 % |
| 6 北 玉 | 17 票 | 8.1 % |
| 7 宇地原 | 25 票 | 11.9 % |
| 8 北 前 | 0 票 | 0.0 % |
| 9 宮 城 | 1 票 | 0.5 % |
| 10 砂 辺 | 44 票 | 21.0 % |
| 11 美 浜 | 0 票 | 0.0 % |
| 無回答 | 1 票 | 0.5 % |
| 合計 | 210 票 | 100.0 % |

| お墓を建設したい行政区 | | |
|-------------|------|---------|
| 行政区 | 回答 | 割合 |
| 1 上 勢 | 8 票 | 8.8 % |
| 2 桃 原 | 7 票 | 7.7 % |
| 3 栄 口 | 2 票 | 2.2 % |
| 4 桑 江 | 12 票 | 13.1 % |
| 5 謝 苺 | 17 票 | 18.7 % |
| 6 北 玉 | 8 票 | 8.8 % |
| 7 宇地原 | 7 票 | 7.7 % |
| 8 北 前 | 0 票 | 0.0 % |
| 9 宮 城 | 1 票 | 1.1 % |
| 10 砂 辺 | 17 票 | 18.7 % |
| 11 美 浜 | 3 票 | 3.3 % |
| 無回答 | 9 票 | 9.9 % |
| 合計 | 91 票 | 100.0 % |

今後のお墓のあり方について

今後の「墓地の様式やあり方」については、今までのままでよいと考える「これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい」が44.4%となっており、今後は様式などを変更したほうがよいと考える「本土と同じようなお墓の形式にした方がよい」と「納骨堂等の形態にした方がよい」の合計が42.0%となっています。

今後の「北谷町の墓地数のあり方」については、「町内に墓地を増やしてもよい」が26.9%に対して、これ以上墓地を増やさない方がよいと考える「増やしも減らしもしない」と「町内の墓地は減らした方がよい」の合計が54.9%となっています。

お墓を建設できる区域の制限については、建設を制限する区域設定をした方がよいと考える「現在墓地が集まっている場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する」と「地域ごとに墓地区域を選定し、墓地建設ができる場所を制限する」の合計が86.7%となっています。

これらより、今後のお墓のあり方については、従来のお墓の様式などを見直した方がよいと考える方が多いことがわかります。

今後の「墓地の様式やあり方」についての考え

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|------------------------|-------|---------|
| 1 これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい | 296 票 | 44.4 % |
| 2 本土と同じようなお墓の形式にした方がよい | 137 票 | 20.6 % |
| 3 納骨堂等の形態にした方がよい | 142 票 | 21.4 % |
| 4 お墓は必用ではない | 12 票 | 1.8 % |
| 5 その他 | 59 票 | 8.9 % |
| 無回答 | 19 票 | 2.9 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

今後の「北谷町の墓地数のあり方」について

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|-------------------------|-------|---------|
| 1 町内に墓地を増やしてもよい | 179 票 | 26.9 % |
| 2 増やしも減らしもしない（現状のままでよい） | 247 票 | 37.2 % |
| 3 町内の墓地は減らした方がよい | 118 票 | 17.7 % |
| 4 その他 | 87 票 | 13.1 % |
| 無回答 | 34 票 | 5.1 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

お墓を建設できる区域の制限について

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|--------------------------------------|-------|--------|
| 1 現在墓地が集まっている場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する | 278 票 | 41.8% |
| 2 地域ごとに墓地区域を選定し、墓地建設ができる場所を制限する | 299 票 | 44.9% |
| 3 墓地の建設区域の選定や建設制限をする必用はない | 37 票 | 5.6% |
| 4 その他 | 21 票 | 3.2% |
| 無回答 | 30 票 | 4.5% |
| 合計 | 665 票 | 100.0% |

公営墓地について

公営墓地が整備された場合の利用については、「利用したい」が 35.3%、「利用は考えていない」が 25.1%、「条件(使用料や利用条件)をみて判断したい」が 32.6%となっています。

納骨堂が整備された場合の利用については、「利用したい」が 14.1%、「利用は考えていない」が 47.5%、「条件(使用料や利用条件)をみて判断したい」が 29.8%となっており、公営墓地と比較して需要が少ない結果となっています。

「利用は考えていない」には、利用できるお墓がある方も含まれるため、これからお墓を求める方だけに限れば、「利用したい」の割合が増えると考えられます。

近年のライフスタイルの多様化などにより、葬法や墓地形態は多様化しているため、住民のニーズも変化していると考えられます。

本アンケート調査は、平成 22 年に実施されており、公営墓地や納骨堂の整備を検討する場合は、住民のニーズを把握するためにアンケート調査の実施が必要と考えられます。

町による公営墓地が整備された場合、利用なさいますか。

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|------------------------|-------|---------|
| 1 利用したい | 235 票 | 35.3 % |
| 2 利用は考えていない | 167 票 | 25.1 % |
| 3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい | 217 票 | 32.6 % |
| 4 その他 | 27 票 | 4.1 % |
| 無回答 | 19 票 | 2.9 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

墓地ではなく納骨堂が整備された場合、利用なさいますか。

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|------------------------|-------|---------|
| 1 利用したい | 94 票 | 14.1 % |
| 2 利用は考えていない | 316 票 | 47.5 % |
| 3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい | 198 票 | 29.8 % |
| 4 その他 | 23 票 | 3.5 % |
| 無回答 | 34 票 | 5.1 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

墓地の経営(設置)許可について

お墓を建設する際に、墓地の経営(設置)許可を受けることが必要であることについて、「知らなかった」が 34.1%となっています。

これより、「お墓を建設するには許可を受ける必要がある」ということの周知が不足していることがわかりました。

お墓を建設する際には、事前に申請をして許可を受けることが必要なことを知っていますか。

| 選択肢 | 回答 | 割合 |
|----------|-------|---------|
| 1 知っている | 403 票 | 60.6 % |
| 2 知らなかった | 227 票 | 34.1 % |
| 3 その他 | 2 票 | 0.3 % |
| 無回答 | 33 票 | 5.0 % |
| 合計 | 665 票 | 100.0 % |

6. 墓地の経営許可について

墓地の経営許可の流れ

権限移譲前の墓地の経営許可の流れは、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」に基づき、図1に示す流れになっていました。

権限移譲後の墓地の経営許可の流れは、「北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、図2及び図3に示す流れになっています。

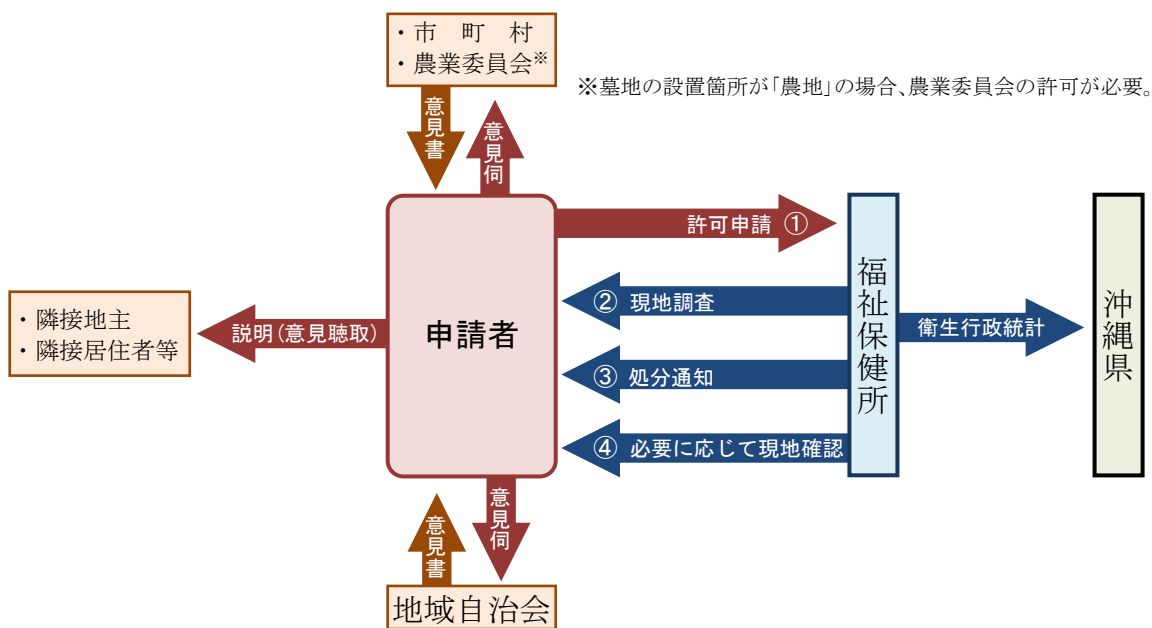


図1 権限移譲前の墓地の経営許可の流れ(設置者が個人の場合)

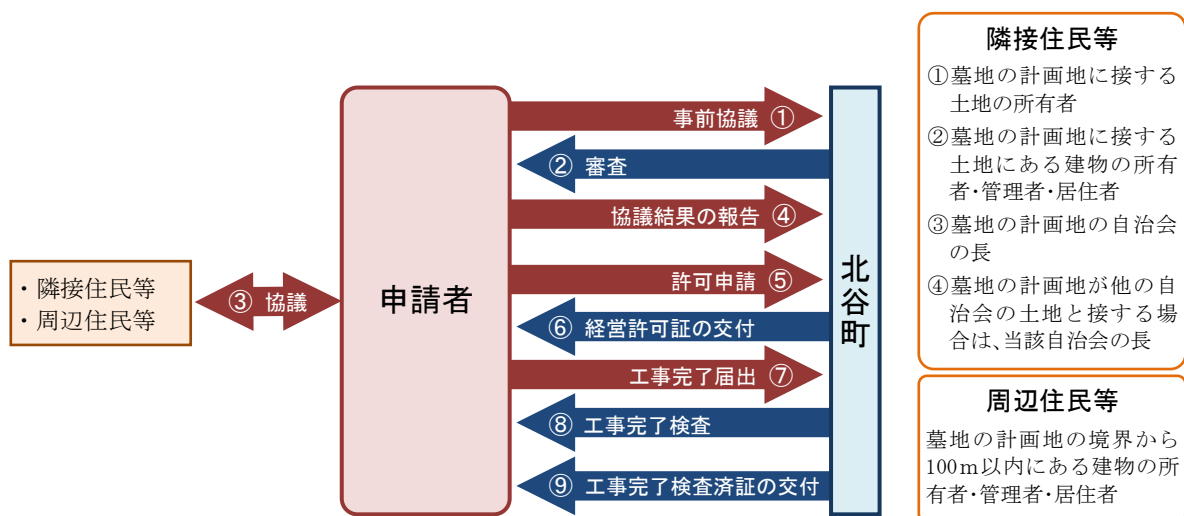
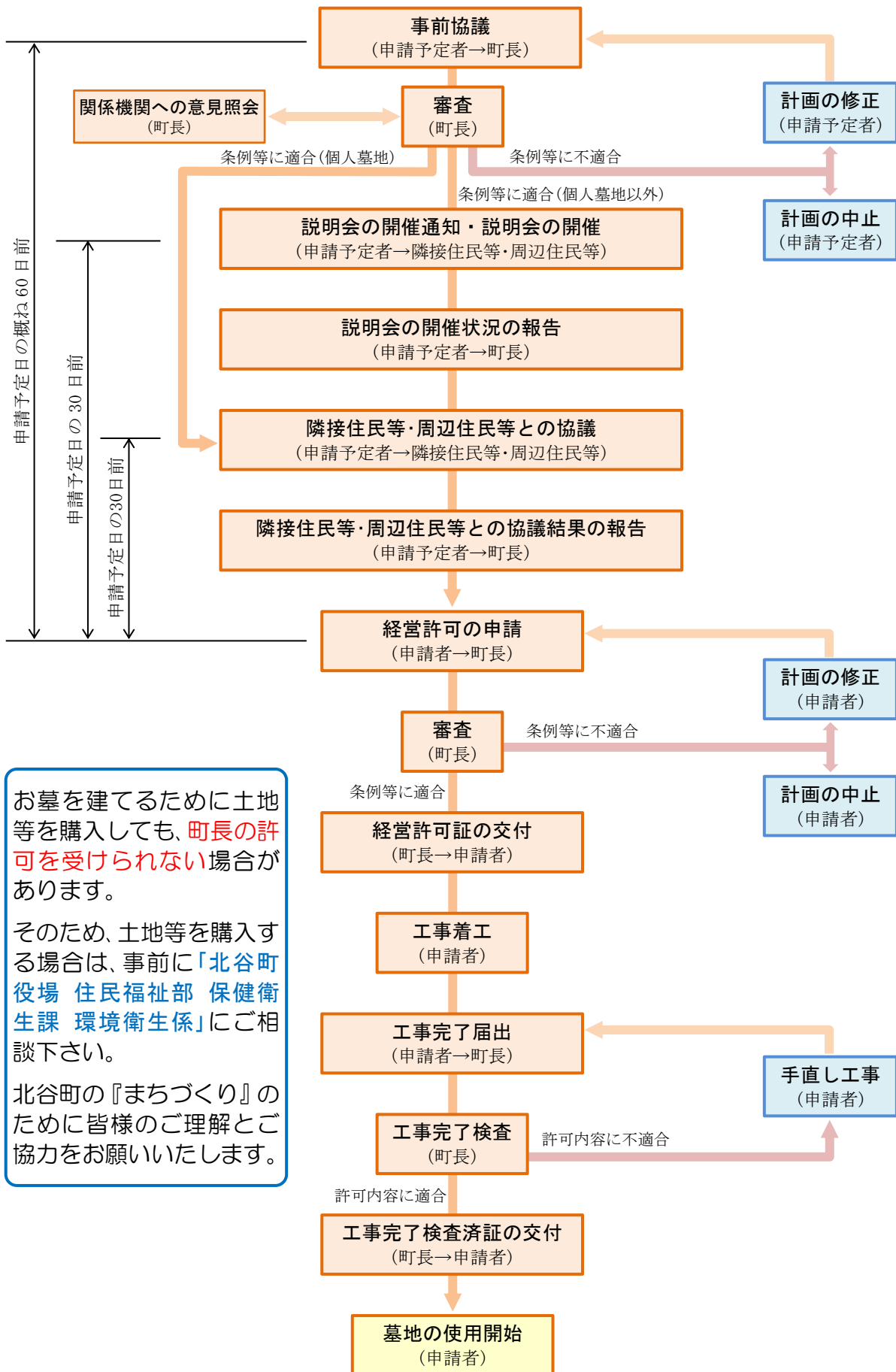


図2 権限移譲後の墓地の経営許可の流れ(設置者が個人の場合)



お墓を建てるために土地等を購入しても、町長の許可を受けられない場合があります。

そのため、土地等を購入する場合は、事前に「北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課 環境衛生係」にご相談下さい。

北谷町の『まちづくり』のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

図3 権限移譲後の墓地の経営許可の流れ(詳細)

墓地の設置場所の基準

権限移譲前及び権限移譲後の『墓地の設置場所の基準』を以下に示します。

北谷町における墓地の設置場所の基準は、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に設定されています。

墓地の設置場所の基準

| 墓地の設置場所の基準 | 権限移譲前 | | | 権限移譲後 | |
|---|-----------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|
| | 墓地、埋葬等に関する法律施行細則 | | 墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など | 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例 | |
| | 設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 | 設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 |
| (1) 墓地の敷地は、当該墓地を經營する者が所有し、又は条例第7条第1項の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (2) 国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。 | 適用 | 適用しない | 適用しない | 適用 | 適用 |
| (3) 公園、学校、病院その他公共施設又は人家から100m以上離れていること。 | 適用 | 適用しない | 適用しない | 適用 | 適用 |
| (4) 水源を汚染するおそれのない場所であること。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (5) 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (6) 周囲の良好な景観を損ねることがないこと。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |

墓地の構造基準

権限移譲前及び権限移譲後の『墓地の構造基準』を以下に示します。

墓地の設置場所の基準と同様に、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に、北谷町における墓地の構造基準が設定されています。

墓地の構造基準

| 墓地の構造基準 | 権限移譲前 | | | 権限移譲後 | |
|---|-----------------------------|------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| | 墓地、埋葬等に関する法律施行細則 | | 墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など | 北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例 | |
| | 設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 | 設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合 | 設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合 |
| (1) 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (2) 道路の有効幅員は、1 m 以上とすること。 | 適用 | 適用しない | 適用しない | 適用 | 適用 |
| (3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。 | 適用 | 適用しない | 適用 | 適用 | 適用 |
| (5) 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。 | 適用 | 適用しない | 適用しない | 適用 | 適用 |
| (6) 管理事務所(面積が1ha以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。 | 適用 | 適用しない | 適用しない | 適用 | 適用 |
| (7) 墓地面積 | — | — | 30 m ² 以下を目安とする | — | — |

墓地の課題

1. 墓地の散在化

北谷町では、上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。

このような墓地の散在化は、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面などの「まちづくり」の障害となる可能性があります。

2. 墓地用地の不足

北谷町の土地利用現況は、町域の約 53 パーセントを米軍施設が占め、その他の土地利用のほとんどが宅地や公共・公益用地などの都市的土地利用となっています。

都市計画に関する北谷町の面積の内訳では、中部広域都市計画用途地域、都市公園及び米軍施設で町域の 99.5 パーセントを占めており、無指定地は僅か 0.5 パーセントとなっています。

墓地需要予測結果[※]では、年間 30～47 基の需要が見込まれており、必要墓地面積の試算では、計画期間である 10 年間で最大 14,100 平方メートルの面積が必要になる試算結果となっています。

このような状況の中、利用できる町域が限られている北谷町では、今後の墓地需要に対応するための墓地用地の確保が難しい状況にあると考えられます。

北谷町の面積(都市計画関係)

| 面積内訳 | 面積 | 構成比 |
|--------------|----------------|--------------|
| 中部広域都市計画用途地域 | 593.00 ha | 43.0 % |
| 都市公園 | 49.79 ha | 3.6 % |
| 米軍施設 | 729.00 ha | 52.9 % |
| 無指定地 | 6.21 ha | 0.5 % |
| 合計 | 1,378.00 ha | 100.0 % |

※平成 26 年 12 月末現在

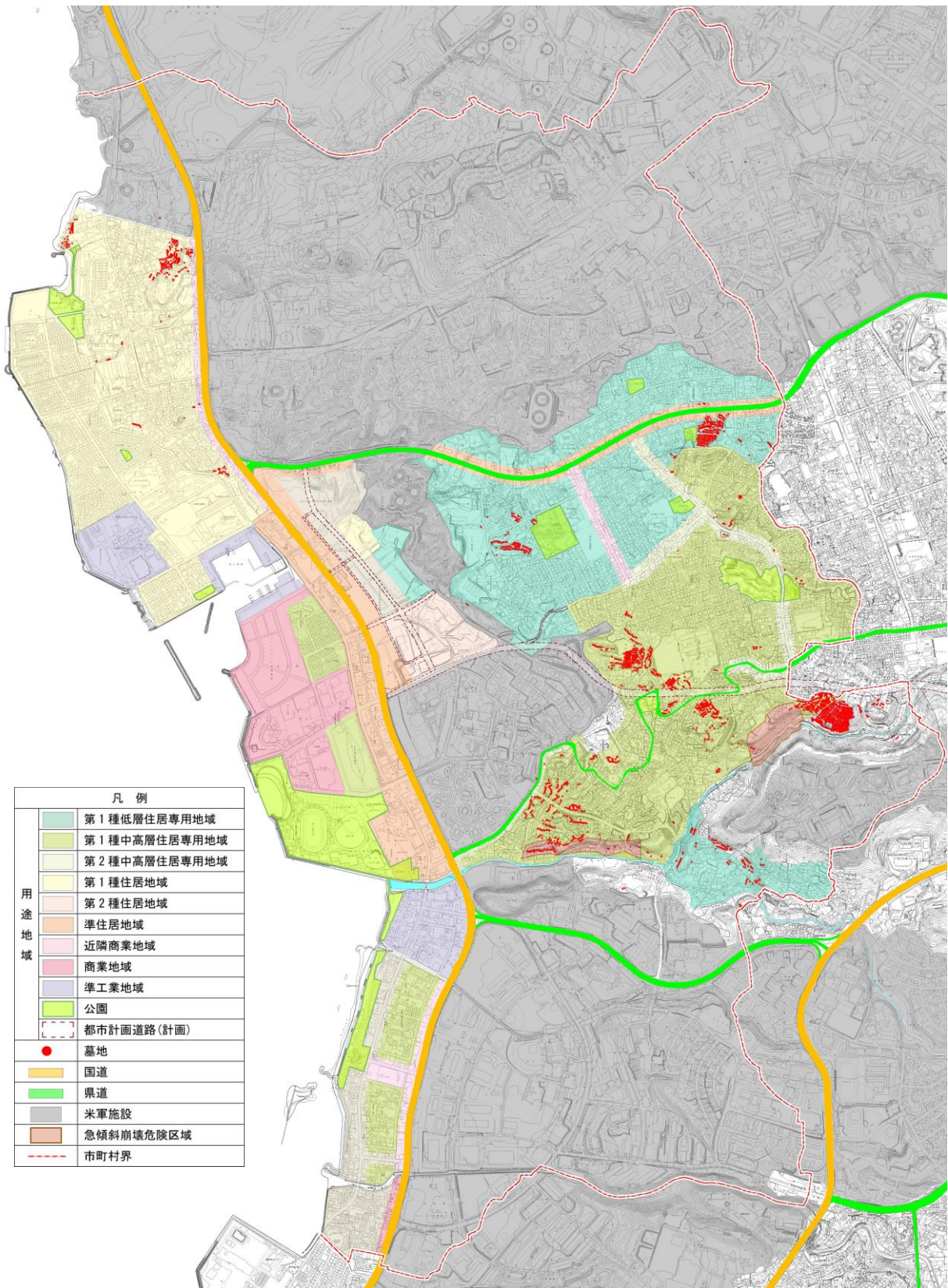
墓地需要予測結果

| 墓地需要予測結果 | |
|------------|-----------|
| 年間墓地需要数 | 30～47 基 |
| 10 年間墓地需要数 | 300～470 基 |

必要墓地面積の試算結果 (1ha=10,000 m²)

| 墓地の 単位面積 | 必要墓地面積(試算) | |
|-----------------------|----------------------------|-------------------------------|
| | 1 年間 | 10 年間 |
| 10 m ² の場合 | 300 ～ 470 m ² | 3,000 ～ 4,700 m ² |
| 20 m ² の場合 | 600 ～ 940 m ² | 6,000 ～ 9,400 m ² |
| 30 m ² の場合 | 900 ～ 1,410 m ² | 9,000 ～ 14,100 m ² |

※「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」及び「横田方式」により算定



墓地分布図(用途地域)

3. 無許可墓地

○墓地実態調査により北谷町内には、2,925 基(小墳墓を含む)の墳墓があることを確認しましたが、北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地の数は 648 基(うぐいす谷墓地公園 441 基、平和台霊園 82 基、個人墓地 125 基)となっています。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 47 年 5 月 15 日 沖縄県規則第 52 号)」の施行前に設置された墓地については、許可を受けたものとします。

○「墓地、埋葬等に関する法律」により、『県知事の許可*』が必要であるということの周知が不足しています。

住民調査結果の抜粋「墓地の設置許可についての質問に対する回答結果」

| 選 択 肢 | 回答数 | 構成比 |
|---------------|--------------|---------------|
| 知っている | 403 票 | 60.6 % |
| 知らなかった | 227 票 | 34.1 % |
| その他 | 2 票 | 0.3 % |
| 無回答 | 33 票 | 5.0 % |
| 合 計 | 665 票 | 100.0 % |

*北谷町では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成 26 年 4 月に沖縄県から権限移譲されているため『北谷町長』の許可となります。

4. 無縁墓地の増加

○今後の少子高齢化により、無縁墓地の増加が予想されます。

○墓地実態調査結果から、北谷町内の墳墓の約 3 パーセントが無縁墓の可能性があり
ます。

管理状況別の墳墓数

| 項 目 | 墳墓数 (基) | 構成比 (%) |
|------------------------------|------------|------------|
| ① 管理されていると想定される。 | 2,463 | 95.9 |
| ② 管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。 | 33 | 1.3 |
| ③ 何年も管理されていないと想定される。 | 68 | 2.7 |
| ④ 不明 | 2 | 0.1 |
| 合 計 | 2,566 | 100.0 |

墓地施策の基本方針

1. 墓地の散在化防止

墓地の散在化防止及び墓地行政を円滑に行っていくために『墓地規制区域』を設定します。

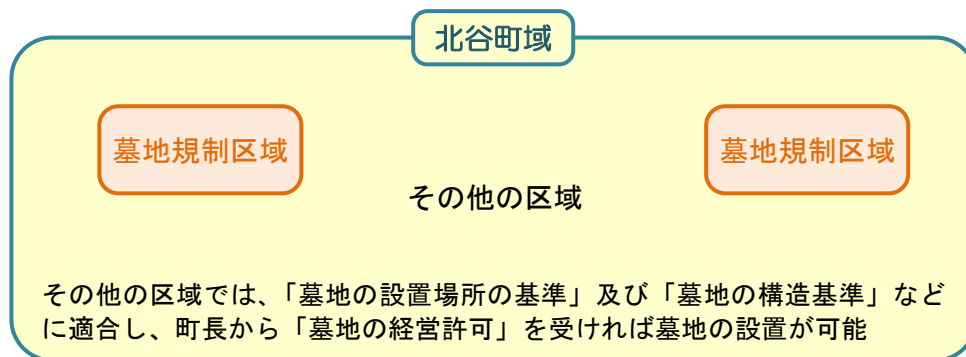
墓地規制区域の定義

『墓地規制区域』は、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない区域です。

その他の区域では、「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地の経営(設置)許可申請」を行い、町長の許可を受ければ墓地の設置が可能です。

墓地規制区域内にある既存墓地については、従来のまま設置が可能です。

また、既存墓地の改修及び改築(建て替え)は可能ですが、墳墓を増やすことはできません。ただし、改築(建て替え)の際には、「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地等の変更の許可の申請」を行い、町長の許可を受ける必要があります。



墓地規制区域のイメージ

墓地の取り扱い

| 項目 | 墓地規制区域 | その他の区域 |
|---------|---|--|
| 墓地の新設 | 許可しない | 「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地の経営許可」を受ければ墓地の設置が可能 |
| 既存墓地 | 従来のまま設置可能 | 従来のまま設置可能 |
| 既存墓地の改築 | 「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能 | 「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能 |

墓地規制区域の設定方針

墓地規制区域の設定については、下表の示すとおり段階的に設定する方針です。

第1段階では、「急傾斜崩壊危険区域」、「土地区画整理事業区域(墓域を除く.)」、「公有水面埋立地」及び「字北前」を墓地規制区域に設定します。

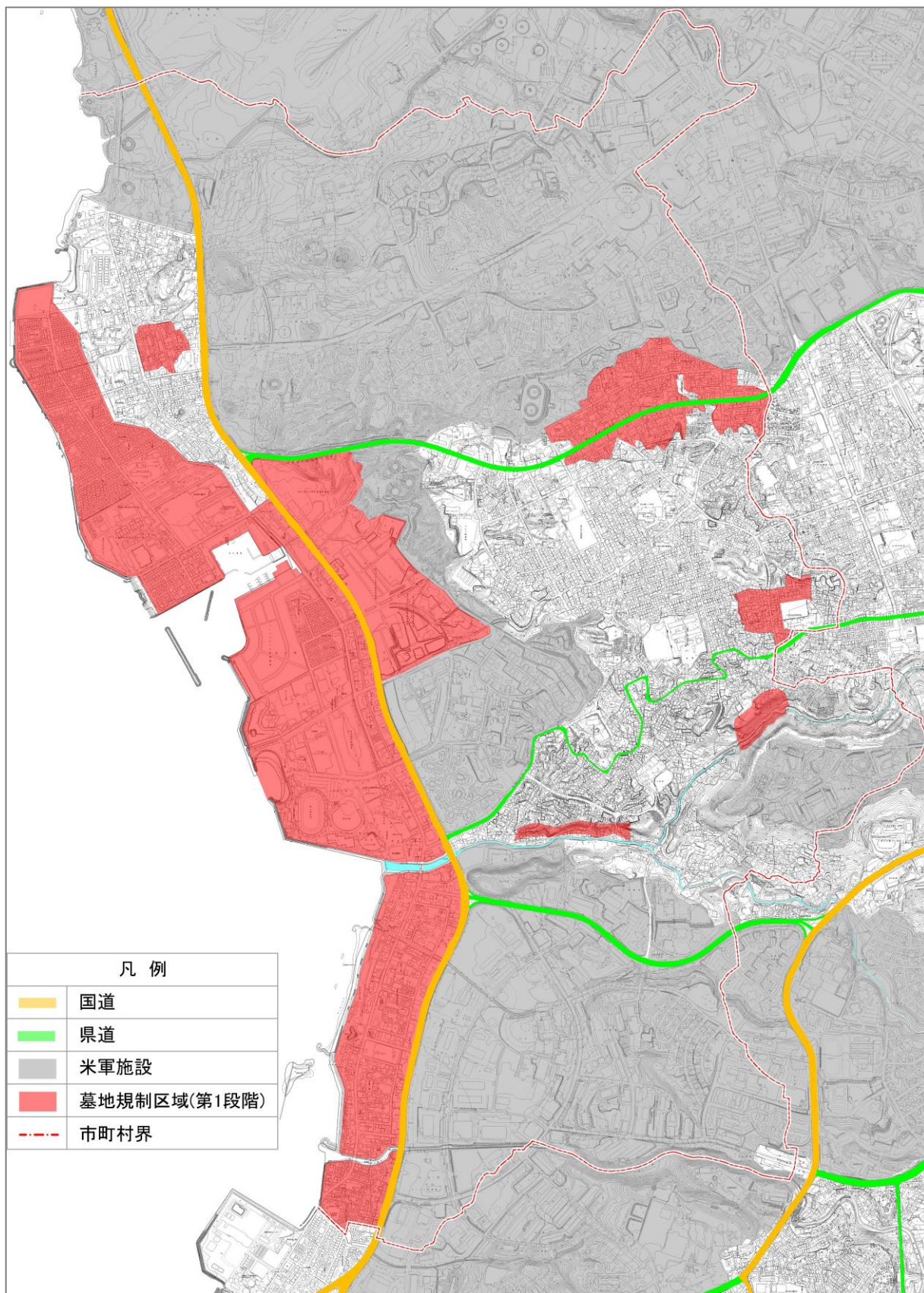
第2段階では、都市計画用途地域の「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「県道23号沖縄北谷線沿いの準住居地域」及び「町道競技場線沿いの近隣商業地域」を追加します。

なお、第2段階への移行時期については、新たな公営墓地などの町民の墓地需要に対応できる墓地用地の確保の状況及び町民の理解度や意見を踏まえて検討します。

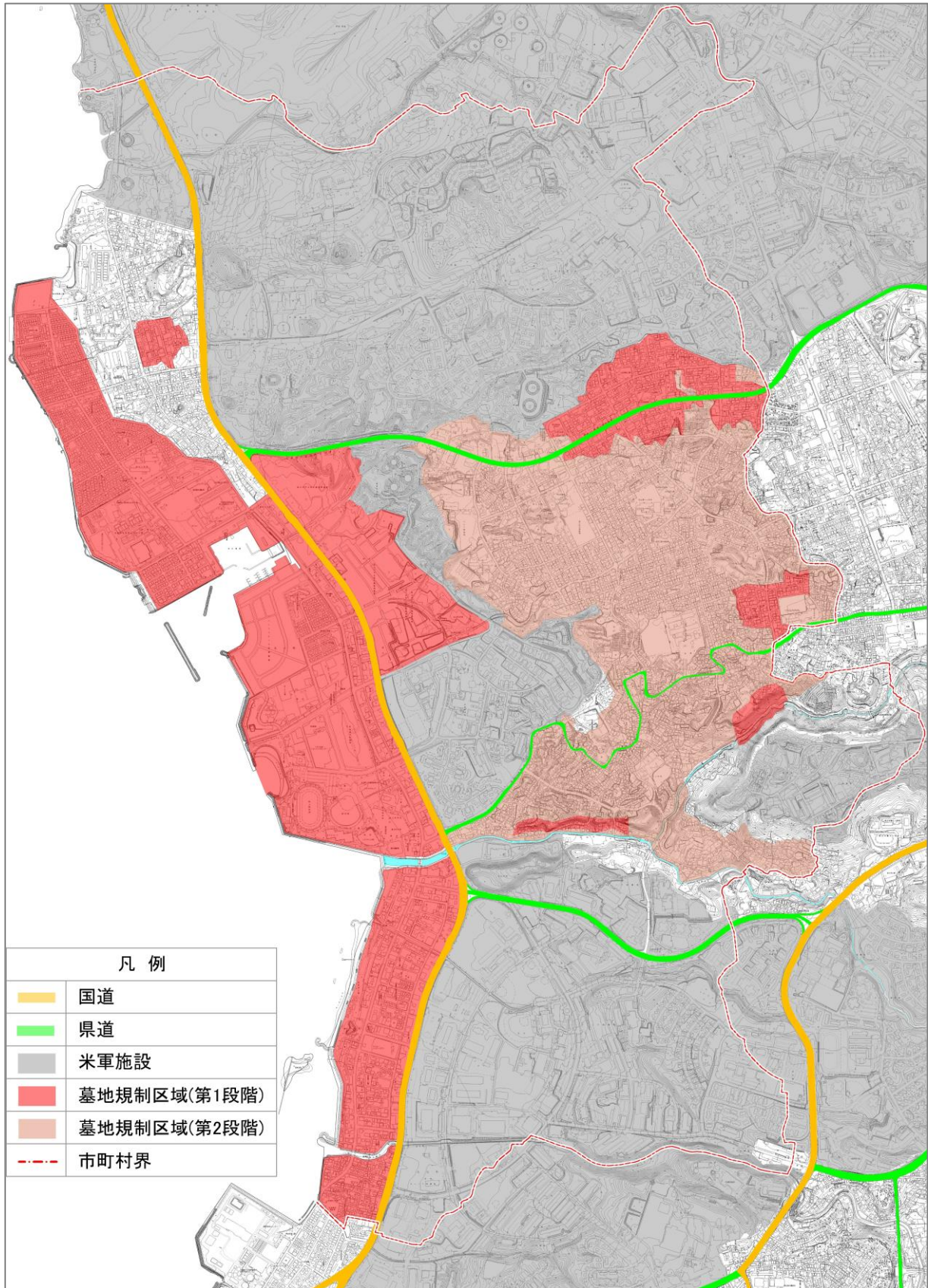
第2段階以降については、町の状況に応じて検討を加えるものとします。

墓地規制区域の設定方針

| 段 階 | 墓地規制区域 |
|------|---|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 土地区画整理事業区域(墓域を除く。) ・ 公有水面埋立地 ・ 字北前 |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の区域 ・ 都市計画用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 県道23号沖縄北谷線沿いの準住居地域 町道競技場線沿いの近隣商業地域 |



墓地規制区域(案) 第1段階



墓地規制区域(案) 第2段階

2. 墓地用地の確保

利用できる町域が限られた中での「まちづくり」を考慮し、「墓地の構造基準」に『墓地面積』についての規定を新たに設定します。

また、北谷町での今後の墓地需要に対応するために「新たな公営墓地」の整備について検討します。

北谷町の地域特性を考慮した「墓地の構造基準」の設定

沖縄県の「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」では、個人墓地は「墳墓1基の設置に必要な最小限の面積(概ね30㎡以下を目安)とする。」としています。

利用できる町域が限られている北谷町においては、更なる面積制限が必要となります。

平成16～25年度の過去10年間に北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地(79基)の平均墓地面積は『約20平方メートル』となっています。

これより、墓地面積の規定については【墓地面積を20平方メートル以下(個人墓地に限る)】とします。

平成16～25年度に北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地(79基)
平均墓地面積 21.3㎡(最大面積45.6㎡、最小面積1.2㎡)

「新たな公営墓地」の整備についての検討

「新たな公営墓地の整備」を検討する場合は、未婚者や子どもを持たない夫婦の増加などのライフスタイルの変化に伴い『多様化する葬制*』、少子化により墓地の継承が行われなくなることによる『無縁墓の増加』などに柔軟に対応できる墓地形態を検討することが必要です。

公営墓地の形態については、利用できる町域が限られている中での土地の確保及び無縁墓対策などを考慮し、従来の墓地形態の他に「小規模の墳墓」、「納骨堂」及び「一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態(合葬墓)」などについても検討します。

また、参拝者がくつろげる広場などの設置も検討する必要があります。

なお、町民の墓地需要に対して公営墓地により対応できない場合は、宗教法人や公益法人(公益社団法人及び公益財団法人)による管理型墓地の整備を推進します。

※葬制：人の死に関する習慣及び慣習

3. 無許可墓地対策

無許可での墓地の設置を防止するために、以下の事項について取り組んでいきます。

町民及び墓地関連事業者へ法手続などについて周知を徹底

無許可での墓地の設置を防ぐために、法令などについて、住民及び墓の施工業者への周知を図ります。

墓地の整備工事の際に、許可証表示の義務化

建築基準法による建築確認表示板のように、墓地の整備工事時に許可証表示を義務化します。

許可証の表示を義務化することにより、墓地の整備工事が適正なものかを判断できるようにし、地域での無許可墓地の設置を監視しやすくします。

墓地登録番号表示の義務化

適正に許可を受けたことがわかるように、墓地の経営許可の交付を受けた墓地に墓地登録番号表示の義務化を検討します。

4. 無縁墓地対策

今後の少子高齢化や核家族化の進行及びライフスタイルの多様化により、無縁墓地の増加が予想されるため、無縁墓地対策として、以下の事項について取り組んでいきます。

無縁墓地についての問題点の周知徹底

墓地の管理者や使用者に対して、無縁墓地についての問題点の周知徹底を行います。

また、継承者がいなくなる可能性が高い墓地の管理者に対し、永代供養を行ってくれる納骨堂や合葬墓などを紹介します。

無縁仏などの受入先の確保

遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(墓地の継承者が居なくなる墓地を含む)に納められている遺骨の受入先(公営墓地などに共同埋設型の墓地(合葬墓)を設置するなど)の確保に努めます。

墓地の継承手続の義務化

「墓地の設置」又は「墓地の改築」の申請時に、継承者の登録を行ってもらうなど、無縁墓地の発生を防止する対策を検討します。

計画推進のための今後の取組

1. 墓地施策の迅速かつ柔軟な対応

今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられます。

そのため様々な要望などに対し、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応をするために、住民の要望を把握する「墓地に関するアンケート調査」を適宜、実施します。

なお、「墓地に関するアンケート調査」については、本計画の改定の必要性を判断するために平成 30 年度頃に実施するのが望ましいと考えられます。

2. 墓地の適正管理の維持

北谷町内の墓地は、多くの墓地が管理されている状況(無縁墓が少ない)にあります。

今後も、このような墓地の管理状況を維持していくために、広報活動などをおして墓地の維持管理の必要性などを住民に広く周知していきます。

3. 北谷町営 新川墓地公園の活用

新川墓地公園は、公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地確保及び町内に点在する墓地の集約化並びに町民の墓地需要に対応するために整備され、平成 22 年 9 月から供用開始されています。

新川墓地公園の区画数は、161 区画となっており、その内 140 区画が公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地用及び点在する墓地の集約化用(公共移転用)、21 区画が町民の墓地需要への対応用(一般公募用)となっています。

今後は、新川墓地公園をさらに活用していくために関係各課と連携し、公共移転用と一般公募用の区画数の割合を再検討し、一般公募用の区画数を増やしていきます。

4. 新たな公営墓地整備の検討


墓地の永続的管理の必要性及び墓地の健全な経営の確保という観点、さらに、町民が安心して利用できる墓地の確保を目指すために新たな公営墓地整備の検討を推進します。

公営墓地の整備については、限られた町域の中での『用地選定』、多様化する葬制[※]に対応するための『公営墓地形態の選定』などの様々な課題があり、公営墓地整備に向けて議論していきます。

※葬制：人の死に関する習慣及び慣習

北谷町墓地基本計画 概要版

平成 27 年 3 月

策定者  北谷町住民福祉部 保健衛生課

〒901-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地
TEL (098) 936-1234 代表

作成委託  株式会社
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号
TEL (098) 862-5871 代表

お墓を建てるためには、**町長の許可**を受ける必要があります。

そのため、墓地用地を購入する場合は、事前に「**北谷町住民福祉部
保健衛生課 環境衛生係**」に御相談ください。

北谷町の『まちづくり』のために皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

墓地に関するお問い合わせはこちらへ

北谷町住民福祉部 保健衛生課 環境衛生係

電話：098-982-7033

住所：北谷町字桑江 731 番地

北谷町保健相談センター